注　記　事　項

（重要な会計方針）

1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。ただし、退職一時金については費用進行基準を、「特別経費」及び「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。

なお、「国立大学法人高知大学業務達成基準取扱要領」に基づき学長の承認を得た事業については、業務達成基準を採用している。

また、平成24年度補正予算（第１号）の成立により交付された運営費交付金については、文部科学省の指定に従い費用進行基準を採用している。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法に基づく耐用年数を採用、受託研究収入等により購入した償却資産については当該受託研究等の期間を耐用年数としている。

主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	３～50年
構築物	10～60年
機械装置	５～７年
工具器具備品	１～20年
船舶	５～13年
車輌運搬具	４～７年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第89）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

3．引当金の計上基準

⑴　徴収不能引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

⑵　賞与引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金で財源措置されない職員に対して、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

⑶　退職給付引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金で財源措置されない職員に対して、当期末における自己都合要支給額の100％を計上している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第35に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

4．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

5．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品及び診療材料

評価基準　低価法

評価方法　移動平均法

ただし、当面の間、評価方法は最終仕入原価法による。

⑵　貯蔵品

評価基準　低価法

評価方法　最終仕入原価法

6．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

7．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

新発10年国債の平成26年３月末利回りを参考に0.640％で計算している。

8．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

9．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。

（注記事項）

1．貸借対照表関係

⑴　引当外退職給付引当金の見積額	10,332,597千円
⑵　引当外賞与引当金の見積額	711,511千円
⑶　債務保証の総額	2,287,635千円
⑷　担保に供している資産	
土地	3,022,457千円
建物	2,185,359千円
担保提供資産に対応する債務残高	7,142,461千円

⑸　利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	7,222,750千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	1,803,577千円
利益剰余金に与える影響額（差引き）	5,419,173千円

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計　755,882千円

③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　405,727千円

④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医療品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　177,406千円

9,475,165千円